

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	アラキ市場及び桟橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	アラキ市場及び桟橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	962,000千円 H25.10.31まで	H22.3.15 ホニアラ で (同日)	日本側 岩瀬明在ソロモン 臨時代理大使 ソロモン側 ウィリアム・ ハオマエ外務・外国貿易 大臣	H22.3.31 144号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。